

序

梧桐一葉と共に天下の秋は來た、汝今溷沌の人の世に生を享け、若し夫れ一小冊子たるの故を以て、幾百億亡靈を濟度し得ずんば、寧ろ七千萬生靈の、邪血邪肉を喰ひ盡せ。

大正九年十一月

萬靈供養紀念のため

著者記す

(1)

大眼目

角田清彦著

緒論

日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依るとは憲法の明記する所であつて、法律の規定に依れば結局日本人とは日本國に國籍を有する自然人であるといふことになる。けれども

(1)